

認知症早期診断事業 (もの忘れ検診)

実施マニュアル

令和6年4月

内容

I. 事業について.....	2
1. 目的.....	2
2. 事業の流れ.....	2
3. 対象者.....	3
II. 一次検査について.....	3
1. 一次検査実施医療機関の受託条件について.....	3
2. 一次検査実施医療機関での対応.....	4
(1) 予約受付.....	4
(2) 予約管理.....	4
(3) 当日の流れ.....	5
(4) 要二次検査となった場合の対応について.....	6
(5) 検査後の事務処理.....	7
3. 注意点.....	7
II. 二次検査について.....	8
1. 二次検査実施医療機関の受託条件について.....	8
2. 二次検査実施医療機関での対応.....	8
(1) 予約受付.....	8
(2) 予約管理.....	9
(3) 当日の流れ.....	9
(4) 検査後の事務処理.....	9
3. 注意点.....	9
III. 全体を通じたの注意点.....	10
IV. 担当課連絡先.....	10
V. 各種様式.....	11

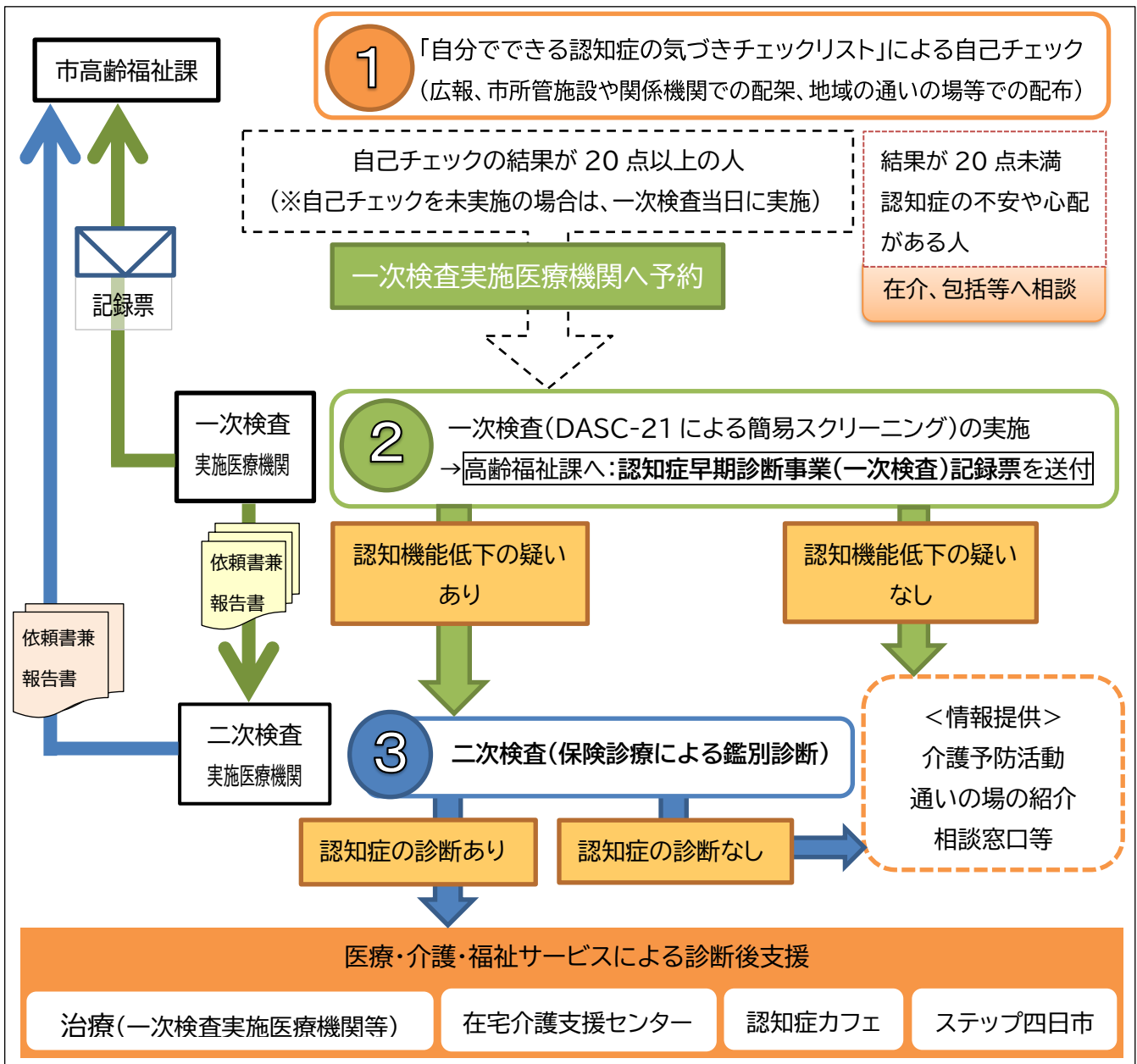
I. 事業について

1. 目的

- ・ 認知症の早期発見を行い、早期に適切な治療や支援につなげることで、認知症の進行及び重症化の遅延を図る
- ・ 事業を通じて市民の認知症への関心を高め、認知症予防に取り組むきっかけをつくる
- ・ 一次検査受託の条件である DASC-21 研修の受講や二次検査実施医療機関である専門医療機関との連携を通じて、地域における認知症に関する医療体制の強化を図る

2. 事業の流れ

認知症に関心を持ち、自身の今の状態について確認する「自己チェック」、認知機能の低下について医療機関で確認する「一次検査(簡易スクリーニング)」、認知症かどうかを専門医療機関で診断する「二次検査(鑑別診断)」の3段階方式とします。



3. 対象者

- ・ 市内に住民登録がある 75 歳以上の人で、市が発行する「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」の結果が 20 点以上であった人

※ ただし、以下の人をのぞきます

<対象から除外する人>

- ① すでに認知症と診断を受けている人
- ② 直近の認知症早期診断事業一次検査受診日(二次検査の受診者は二次検査受診日)から 1 年未満の人

II. 一次検査について

1. 一次検査実施医療機関の受託条件について

- ① DASC-21 に係る研修の修了者が在籍していること
 - ・ 認知症のスクリーニング手法の均てん化および地域における認知症対応力の向上のため、一般社団法人認知症アセスメント普及・開発センターが実施する研修(e ラーニング)修了者の在籍を求めるとし、修了すると発行される「修了認定証(写しでも可)」の市への提出をもって、修了者を確認することとします

<e ラーニングの受講について>

- ・ dasc.jp 公式サイト(<https://dasc.jp/elearning>)にアクセスし、手順に従って受講を進めてください
- ・ 受講に必要な教材等は dasc.jp オンラインショップ(<https://dasc.jp/shopping/>)にて購入が可能です。4 点セット(標準テキスト、e ラーニング、イラストシート、DVD セット)の購入に係る費用のうち、一部を市で補助します。講座修了後、速やかに「修了認定証(写しでも可)」、領収証及び請求書を市に提出してください

<e ラーニングの受講に関する注意点>

- ・ e ラーニングの視聴有効期間は 45 日間です。期間内に修了できるよう、計画的な受講をお願いします
- ・ e ラーニングの操作等、受講方法に関するお問い合わせは、dasc.jp 公式サイトを通じて直接一般社団法人認知症アセスメント普及・開発センターへお願いいたします
- ・ e ラーニング受講に関する費用の補助は、一医療機関に対して 1 名分を 1 回までです。たとえ受講者が同一人物であったとしても、複数回受講した場合、再受講に必要な費用への補助は致しかねますのでご注意ください
- ・ 「修了認定証」は e ラーニングの視聴期間内にダウンロードが可能です。忘れずに保存をお願いいたします

- ② 二次検査実施医療機関からの逆紹介に対応できること
- ・ 「認知症早期診断事業(二次検査)依頼書 兼 結果報告書」を用いて二次検査を依頼した受診者が、二次検査で認知症と診断後、一次検査実施医療機関にてフォローアップが必要と判断された場合に、対応ができることとします

2. 一次検査実施医療機関での対応

(1) 予約受付

下記のフローを参考に予約受付を行う。

1)一次検査対象者であることの確認

要件は P3 を参照

チェック未実施の場合

一次検査実施医療機関に設置のものを事前に実施いただくことも可能だが、**20点未満の場合は対象外**となることについて説明

自己チェックで20点未満だった場合

- ・診察を希望する場合:保険診療による対応
- ・診察希望はないが相談希望がある場合:地域の在宅介護支援センターや三重県認知症コールセンター等での相談を紹介

2)名前、連絡先、検診希望日の確認→検診実施日の確定

3)持ち物の案内

<持ち物>

① 健康保険証

※ 要二次検査となった場合、文書作成については保険診療(自己負担あり)となるため

② 実施済みの「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」

※ 手元のある人のみ。20点未満の場合は対象外

4)その他の案内(必要時)

(2) 予約管理

受付簿を作成するなどして管理を行ってください

(3) 当日の流れ

1) 受付(本人確認・一次検査対象者の再確認)

- ① 健康保険証等により本人確認を行う
- ② 一次検査対象者であることを確認する(※要件は P3 参照)
- ③ 「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」の回収

未実施の場合

院内備え付けのリストを用いて一次検査前に実施してもらう。

結果が 20 点以下の場合

- ・ 一次検査は対象外であることを説明
- ・ 診察希望がある場合: 一般の保険診療となるため、窓口負担があることを説明

2) 事業内容の説明

- ① 専門職による簡易的な認知機能検査を実施すること
- ② 検査に係る費用は無料だが、一次検査の結果「要二次検査」となった場合は二次医療機関宛の文書作成に係る費用が発生すること
- ③ その他、案内事項(待機場所、所要時間など)

3) 一次検査の実施(DASC-21 による簡易スクリーニング)

4) 一次検査の結果説明(要二次検査対象者へ、二次検査の案内)

「認知症早期診断事業(一次検査)記録票」(3 枚複写)に検査結果を記入し、検査結果を説明のうえ「受診者控」を受診者に手渡す。

問題なしの場合

地域の相談窓口や介護予防に関する情報等の提供(「認知症早期診断事業をご利用の皆様へ」)

要二次検査の場合 ※詳細は P6 参照

- ア. 二次検査受診に関する案内
- イ. 二次検査実施医療機関の決定
- ウ. 「認知症早期診断事業(二次検査)依頼書兼結果報告書」(4 枚複写)の作成
- エ. 【市立四日市病院を受診する場合の対応】「認知症早期診断事業(二次検査)依頼書兼結果報告書」等を地域連携・医療相談センター(サルビア)へ電話連絡のうえファクス

(4) 要二次検査となった場合の対応について

「要二次検査」とする DASC-21 のカットオフ値は 31 点とします。

- ※ 31 点未満だが、経過観察や専門医への紹介が必要と思われる場合は、本事業ではなく、保険診療での対応をお願いいたします。

ア. 二次検査受診に関する案内

- ・ 「認知症早期診断事業(もの忘れ検診)にて要二次検査となった方へ」(以下、案内文書)に記載のある受診に際しての注意事項を説明してください

<案内文書記載事項>

- 事前予約が必要であること
- できるだけ普段の様子を知るご家族等と受診すること
- 二次検査は保険診療のため診察等に係る自己負担が発生すること

イ. 二次検査実施医療機関の決定

- ・ 案内文書に記載のある医療機関一覧を参照し、受診する二次検査実施医療機関を受診者と相談のうえ決定してください

ウ. 「認知症早期診断事業(二次検査)依頼書兼結果報告書」(4 枚複写)の作成

- ・ 二次検査実施医療機関名及び一次検査の結果等の必要事項を記入してください
- ・ 1 枚目「一次検査実施医療機関控」を外し、保管してください
- ・ 「一次検査実施医療機関控」を外した残りの 3 枚に案内文書を添えて、その場で受診者に手渡してください

<お願い>

- ① 「認知症早期診断事業(二次検査)依頼書兼結果報告書」を診療情報提供書として取り扱うため、紹介先(二次検査実施医療機関名)を必ず記載してください
- ② 当日、二次検査実施医療機関を決定できなかった場合も、必ず後日に「認知症早期診断事業(二次検査)依頼書兼結果報告書」に記載することとし、空欄のまま受診者に渡さないようをお願いいたします
- ③ 要二次検査となった受診者が自院の患者である場合は、別途、症状発現の時期や内服治療の状況など、二次検査実施医療機関に提供が必要と思われる診療情報を別添資料として添付いただきますよう、ご協力をお願いします
- ④ 「認知症早期診断事業(二次検査)依頼書兼結果報告書」の作成にかかる費用については、診療情報提供料として保険請求いただきますようお願いいたします

エ. 市立四日市病院を受診する場合

市立四日市病院の受診予約については、**一次検査実施医療機関を介してのやり取り**となります。P6「(4)要二次検査となった場合の対応について、ウ。」の内容と一部対応が異なりますので、ご注意ください。

- ① 「認知症早期診断事業(二次検査)依頼書兼結果報告書」に必要事項を記入
- ② 地域連携・医療相談センターサルビア(以降、サルビア)へ電話(059-356-0822)
※お電話をされる際は、必ず「もの忘れ検診での予約」とお伝えください
- ③ サルビアにて予約日を調整後、サルビアより「診察・検査予約票」がファクスにて送付される
- ④ 「認知症早期診断事業(二次検査)依頼書兼結果報告書」をサルビアへファクス(059-354-2214)
※P6「(4)要二次検査となった場合の対応について、ウ. <お願い>③」に記載のある診療情報がある場合は、併せてファクスをお願いいたします
- ⑤ 受診者に「診察・検査予約票」と記入済みの「認知症早期診断事業(二次検査)依頼書兼結果報告書」(原本)を渡し、下記を説明する

当日の持ち物

- ・認知症早期診断事業(二次検査)依頼書兼結果報告書(原本)
- ・診察・検査予約票
- ・健康保険証

当日の手続き

初診受付(紹介状お持ちの患者さん受付)にて手続き

(5) 検査後の事務処理

- ・ 当月の受診者の「認知症早期診断事業(一次検査)記録票」の「四日市市控」と「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を対象者毎にホチキス止めし、翌月 10 日までに市に送付してください
 - ・ 委託料の請求は月締めとし、報告書と同様に翌月 10 日までにお願いします
- ※ 請求日は、市に請求書を送付する日を記載してください

3. 注意点

- ・ 検診対象外の人がこの検診を受診した場合、市から委託料をお支払いすることができません。一次検査実施前に、必ず検診対象者か否かの確認をお願いいたします
- ・ 受診者との行き違いを避けるために、「要二次検査」となった際の「認知症早期診断事業(二次検査)依頼書兼結果報告書」の作成に係る自己負担が発生することについて、一次検査実施前に説明をお願いします
- ・ 二次検査実施医療機関から、診断後の定期通院等の逆紹介があった際は、二次検査実施医療機関と連携しながらご対応をお願いいたします

Ⅱ. 二次検査について

1. 二次検査実施医療機関の受託条件について

- ・ 四日市医師会管内の医療機関のうち、専門医又は鑑別診断などの専門医療を主たる業務とした 5 年以上の臨床経験を有する医師がいる医療機関とします
 - ※ 画像診断を他院に依頼する場合でも、二次検査の受託は可能です。
 - ※ 一次検査実施医療機関と二次検査実施医療機関は兼ねないこととします。
 - ※ 受託条件にはありませんが、DASC-21 に係る研修(e ラーニング)の受講を希望する場合は、一次検査実施医療機関と同様に、受講に係る費用の一部を市で補助いたします。詳細は P3 をご確認ください。

2. 二次検査実施医療機関での対応

(1) 予約受付

下記のフローを参考に予約受付を行う。

1) 二次検査対象者であることの確認

- ① 四日市市に住民登録がある 75 歳以上の人
- ② 認知症の診断を受けていない人
- ③ 一次検査にて 31 点以上であり、「要二次検査」の判定を受けた人

2) 名前、連絡先、受診希望日の確認→受診実施日の確定

3) 持ち物の案内

<持ち物>

- ① 認知症早期診断事業(二次検査)依頼書兼結果報告書
※二次検査実施医療機関名及び一次検査結果の記載があるもの
- ② 健康保険証
※二次検査については保険診療(自己負担あり)となるため

4) その他の案内(必要時)

一次検査実施医療機関にて以下の内容をご説明いただいておりますが、必要時再度ご案内をお願いします。

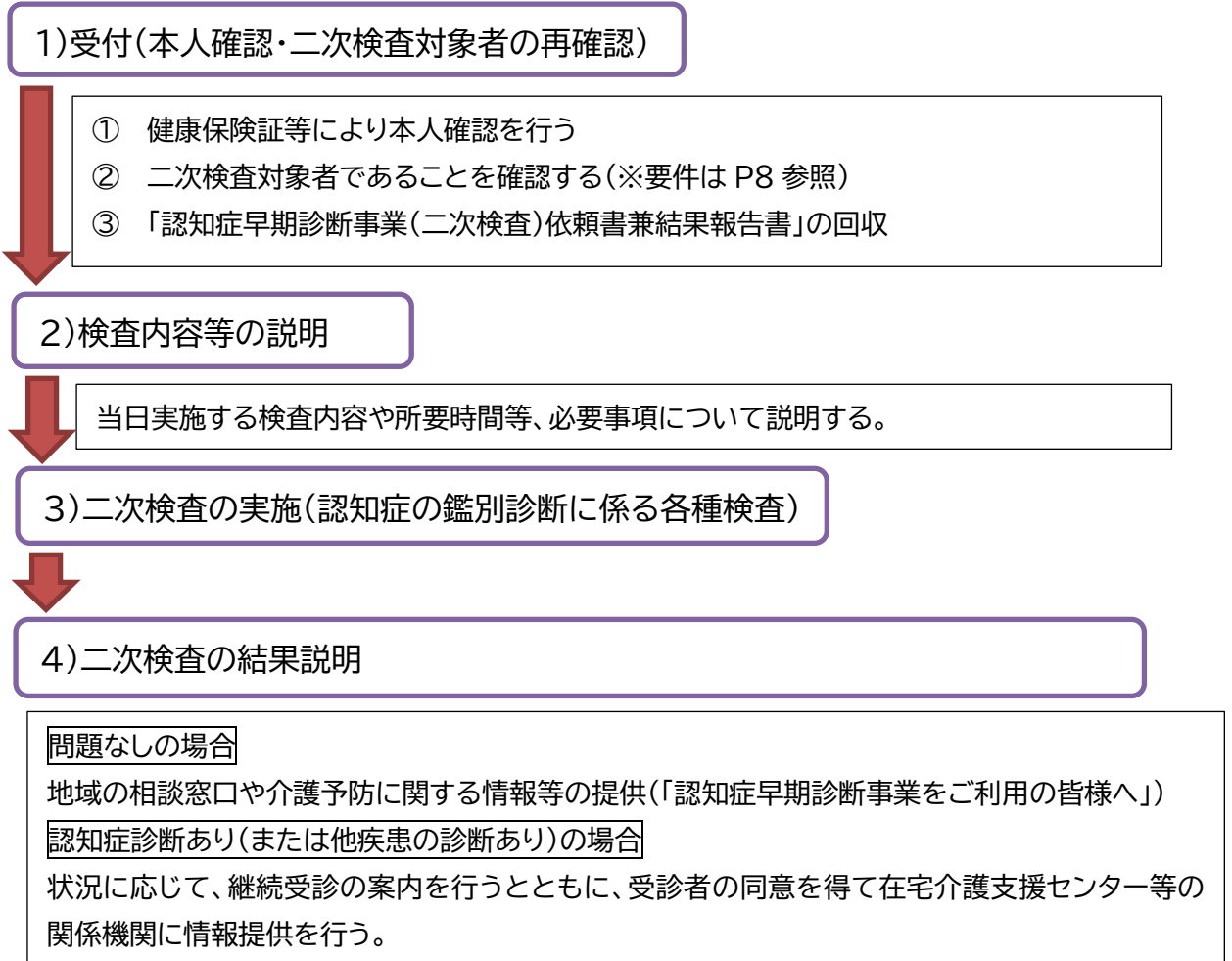
<一次検査実施医療機関での案内内容>

- 二次検査は保険診療のため診察等に係る費用に自己負担があること
- できるだけ普段の様子を知るご家族等と受診すること

(2) 予約管理

受付簿を作成するなどして管理を行ってください。

(3) 当日の流れ



(4) 検査後の事務処理

- ・ 「認知症早期診断事業(二次検査)依頼書兼結果報告書」に必要事項を記入し、二次検査実施医療機関控を外して保管してください
- ・ 残りの二枚に請求書を添えて市に送付してください(市宛返信用封筒をご活用ください)
- ※ 「3(二次検査結果:一次検査実施医療機関控)」は市を経由して一次検査実施医療機関へ送付いたします。
- ※ 受診から概ね1か月以内の返信にご協力くださいますようお願いいたします。
- ※ 請求日は、市に請求書を送付する日を記載してください。

3. 注意点

- ・ 二次検査対象外の人が受診した場合、市から委託料をお支払いすることができません。二次検査実施前に、必ず二次検査の対象者が否かの確認をお願いいたします。

Ⅲ. 全体を通じての注意点

1. 受診予定日に台風の襲来や大雪が予測される場合

- ・ 受診者の安全を最優先に考え、早めに受診日の変更等対応をお願いします。

2. 個人情報の管理

- ・ 業務を実施するにあたっては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守し、適切な取り扱いをお願いします。

<関係法規等>

- ・ 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)
- ・ 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成 29 年、個人情報保護委員会・厚生労働省)

Ⅳ. 担当課連絡先

	連絡先	
四日市市 高齢福祉課	住所	〒510-8601 四日市市諏訪町 1 番 5 号
	電話	059-354-8170
	ファクス	059-354-8280